

三菱原子燃料株式会社
使用前検査実施要領書
(その4-1)

[放射性廃棄物の廃棄施設]

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定（原規規発第 20062612 号）	令和 2 年 6 月 2 6 日
1	1. 認可関係 認可関係について、軽微な変更の届出の追記	令和 3 年 9 月 1 6 日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
VI その他	3
VII 添付資料	3

I 検査目的及び項目

本検査^{*}は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。）第3条の6第2号に係る使用前検査について、核燃料物質の加工施設のうち放射性廃棄物の廃棄施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い撤去され、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）第15条である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

1. 外観検査
2. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

三菱原子燃料株式会社
茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

III 検査範囲

1. 検査対象施設及び範囲

(1) 放射性廃棄物の廃棄施設（撤去する建物）

設置場所	名称	員数
屋外	付属建物廃水処理所 [*]	1式

^{*}：屋外配管を含む。

(2) 放射性廃棄物の廃棄施設（撤去する機器）

設置場所	機器名称	員数
付属建物廃水処理所	高汚染貯留タンク	
	低汚染貯留タンク	
	液受槽	
	後処理ろ過器	
	排風機	
	給気フィルタ	
	アブソリュートフィルタ	
工場棟転換工場 1 階 原料倉庫、転換加工室、付 帯設備室、廃棄物処理室、 チェックタンク室、工作室	スクラバに接続する埋設配 管の一部	

2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和 2 年 3 月 2 7 日 原規規発第 2003279 号

(令和 2 年 3 月 3 1 日付け三原燃第 19-0857 号及び令和 3 年 8 月 2 3 日付け三原燃第 21-0329 号にて軽微な変更)

IV 検査方法

○放射性廃棄物の廃棄施設（付属建物廃水処理所、屋外配管、高汚染貯留タンク、低汚染貯留タンク、液受槽、後処理ろ過器、排風機、給気フィルタ、アブソリュートフィルタ、スクラバに接続する埋設配管の一部）

1. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ①撤去対象の建物（床・基礎を除く）又は機器・配管が撤去されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- ②建物内部の汚染状態を申請者の品質記録により確認する。
- ③配管撤去後の端部に閉止措置が行われていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

（添付資料-2 図ト配-1（1/2）、図ト配-2、図ト配-7 参照）

2. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従い工事が行われ、以下の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）

V 判定基準

1. 外観検査

【付属建物廃水処理所、屋外配管、高汚染貯留タンク、低汚染貯留タンク、液受槽、後処理ろ過器、排風機、給気フィルタ、アブソリュートフィルタ、スクラバに接続する埋設配管の一部】

設工認申請書に記載されたとおり、撤去対象の建物(床・基礎を除く)又は機器・配管が撤去されていること。

【付属建物廃水処理所、高汚染貯留タンク、低汚染貯留タンク、液受槽、後処理ろ過器、排風機、給気フィルタ、アブソリュートフィルタ】

建物(床・基礎を除く)又は機器の撤去後の建物内部の汚染状況について、基準値を下回っていること。

【屋外配管、スクラバに接続する埋設配管の一部】

設工認申請書に記載されたとおり、配管撤去後の端部に閉止措置が行われていること。

2. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って工事が行われ、以下の性能の技術基準に適合していること。

・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）

VI その他

設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図書

(1/3) 図ト配－1 (1/2) 液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図

(2/3) 図ト配－2 廃棄処理設備 (2) 機器配置図

(3/3) 図ト配－7 工場棟 転換工場, 付属建物 除染室・分析室
設備・機器準備工事範囲図

添付資料－3 使用前検査成績書様式

立 会 区 分 表

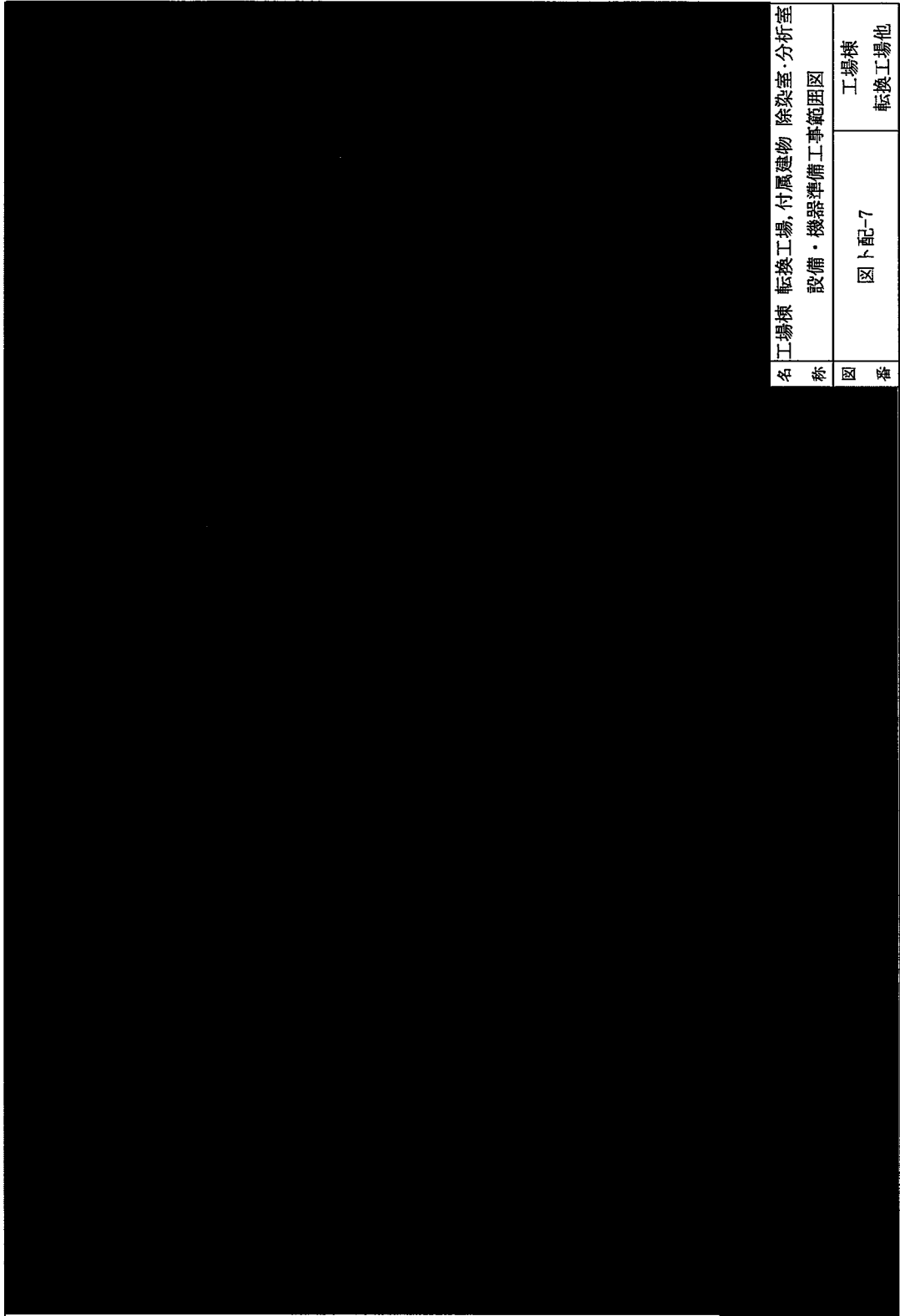
施 設 名	機器の名称	重要度による区分		立会区分		
		安重区分	耐震重要度 分類※1	外観検査	設計変更の検査※2	備 考
放射性廃棄物 の廃棄施設	付属建物廃水処理所	非安重	—			[記号説明] A/B：抜取立会検査 B：記録検査
	屋外配管					
	高汚染貯留タンク					
	低汚染貯留タンク					
	液受槽					
	後処理ろ過器					
	排風機					
	給気フィルタ					
	アブソリュートフィルタ					
	スクラバに接続する埋設配管の一部					

※1：耐震重要度分類については、機器の撤去のため、「—」とした。

※2：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図	
	図ト配-1 (1/2)	-
名 称	図 番	

名 称	廃液処理設備 (2)	
	機器配置図	
図 番	図卜配一2	付属建物 廃水処理所



工場棟	転換工場,付属建物	除染室,分析室
名称	設備・機器準備工事範囲図	
図番	図卜配-7	工場棟 転換工場他

三菱原子燃料株式会社
使用前検査成績書
(その4-1)

[放射性廃棄物の廃棄施設]

原子力規制委員会

使用 前 検 査 成 績 書

申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社		
検 査 範 囲	放射性廃棄物の廃棄施設 付属建物廃水処理所（屋外配管を含む）、 高汚染貯留タンク、低汚染貯留タンク、液受槽、 後処理ろ過器、排風機、給気フィルタ、 アブソリュートフィルタ、 スクラバに接続する埋設配管の一部		
検 査 場 所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 2 2 番地 1		
申 請 年 月 日 及 び 申 請 番 号	平成 3 0 年 7 月 4 日 三原燃第 1 8 - 0 3 9 4 号		
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
外 観 検 査	年 月 日		別紙 - 1、2 のとおり
	年 月 日		
	年 月 日		
設計変更の生じた構築物等 に対する適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙 - 3、4 のとおり
	年 月 日		
	年 月 日		
原 子 力 検 査 官			
検 査 立 会 責 任 者 (役 職 名)			
備 考	設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業 に関する規則第 3 条の 6 第 4 号に基づく加工施設の性能検 査をもって終了とする。		

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社検査項目：外観検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設		
	確認事項	結果	確認方法
	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
	必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備考：			

外 観 検 査 記 録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査範囲 及び対象機器	放射性廃棄物の廃棄施設 <input type="checkbox"/> 附属建物廃水処理所 <input type="checkbox"/> 屋外配管		
判定基準	結果	検査方法	
設工認申請書に記載されたとおり、撤去対象の建物 (床・基礎を除く)又は配管が撤去されていること。			
建物(床・基礎を除く)の撤去後の建物内部の汚染状 況について、基準値を下回っていること。			
設工認申請書に記載されたとおり、配管撤去後の端 部に閉止措置が行われていること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-5に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検 査 範 囲 及 び 対 象 機 器	放射性廃棄物の廃棄施設 <input type="checkbox"/> 高汚染貯留タンク <input type="checkbox"/> 低汚染貯留タンク <input type="checkbox"/> 液受槽 <input type="checkbox"/> 後処理ろ過器 <input type="checkbox"/> 排風機 <input type="checkbox"/> 給気フィルタ <input type="checkbox"/> アブソリュートフィルタ		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
設工認申請書に記載されたとおり、撤去対象の機器が撤去されていること。			
機器の撤去後の建物内部の汚染状況について、基準値を下回っていること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-5に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 スクラバに接続する埋設配管の一部</p>		
<p>判 定 基 準</p>	<p>結 果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>設工認申請書に記載されたとおり、撤去対象の配管が撤去されていること。</p>			
<p>設工認申請書に記載されたとおり、配管撤去後の端部に閉止措置が行われていること。</p>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-5に示す。</p>			

検査前確認事項

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	放射性廃棄物の廃棄施設		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

設計変更の生じた構築物等に対する
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 <input type="checkbox"/> 附属建物廃水処理所 <input type="checkbox"/> 屋外配管 <input type="checkbox"/> 高汚染貯留タンク <input type="checkbox"/> 低汚染貯留タンク <input type="checkbox"/> 液受槽 <input type="checkbox"/> 後処理ろ過器 <input type="checkbox"/> 排風機 <input type="checkbox"/> 給気フィルタ <input type="checkbox"/> アブソリュートフィルタ <input type="checkbox"/> スクラバに接続する埋設配管の一部</p>		
<p align="center">判定基準</p>	<p align="center">結果</p>	<p align="center">検査方法</p>	
<p>設工認申請書に従って行われ、以下の性能の技術基準に適合していること。 ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-5に示す。</p>			

記 録 一 覧 表

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考*

*備考欄の記載について

(外) : 外観検査、(適合) : 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査